

平成30年度

定期監査報告書

八潮市監査委員

平成30年度定期監査結果報告

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項により、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正に処理されているか。また、最少の経費で最大の効果をあげているかなど、経済性、効率性及び有効性の観点から実施した。

2 監査の対象範囲

- ① 一般会計及び特別会計に係る平成30年4月から平成30年9月までの伝票
- ② 平成30年4月1日から平成30年9月30日までに締結した契約
- ③ 平成30年4月1日から平成30年9月30日までの臨時職員に関する書類
- ④ 平成30年4月1日から平成30年9月30日までの職員の時間外勤務に関する書類

3 監査の重点項目

(1) 歳入関係

- ① 調定事務は、条例等に基づいて処理されているか。条例等によらない場合は、市の会計規則や調定マニュアルに基づいて処理されているか。
- ② 調定の時期や調定の手続きは適正か。
- ③ 調定額の根拠となる書類等の添付は適切か。

(2) 歳出関係

- ① 支出負担行為、支出命令の時期は適正か。
- ② 支出科目や支出額は適正か。
- ③ 支払い遅延や支出漏れはないか。
- ④ 不経済な支出や不適當な支出はないか。
- ⑤ 伝票の添付書類や摘要欄の内容は適切か。

(3) 契約関係

- ① 八潮市契約規則に基づき、処理されているか。
- ② 契約内容は適正か。
- ③ 随意契約を適用した条項は適正か。
- ④ 起案書の内容は適切か。

- ⑤ 見積書の取扱いは適切か。
- ⑥ 決裁区分は適正か。

(4) 臨時職員等関係

- ① 臨時職員等の任用及び退職手続きは適正か。
- ② 臨時職員の賃金、非常勤特別職の報酬、費用弁償の過不足はないか。
- ③ 年次有給休暇等は適正に管理されているか。
- ④ 臨時職員等の社会保険等への加入手続きは適正か。

4 監査の対象

企画財政部

企画経営課 秘書広報課 人権・男女共同参画課
財政課 アセットマネジメント推進課

総務部

総務人事課 市民税課 資産税課 納税課

健康福祉部

社会福祉課 長寿介護課 健康増進課 国保年金課

子育て福祉部

子育て支援課 保育課 障がい福祉課

生活安全部

環境リサイクル課 危機管理防災課 交通防犯課 市民課

建設部

道路治水課 下水道課 市営住宅課

都市デザイン部

都市計画課 公園みどり課 開発建築課 区画整理課

工事検査課

会計課

議会事務局 議事調査課

選挙管理委員会

教育総務部

教育総務課 社会教育課 文化財保護課

学校教育部

学務課 指導課 小中一貫教育推進室

※市民活力推進部、農業委員会事務局及び水道部を除く 37課(所管施設を含む)

5 監査の期間

平成30年9月18日から平成30年12月14日まで

6 監査の方法

監査の方法は、調定額決議書、収入票、支出負担行為決議書、支出負担行為決議兼支出命令書、契約書等の関係書類を確認するとともに、必要に応じて関係職員等から説明を聴取する方法により実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び臨時職員に関する監査の結果、全体としては、関連法令等及び予算に基づき、概ね適正に処理されていると認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項（指摘事項）が見受けられたので、所要の措置を実施されるよう求める。

(1) 歳出関係

- ・ 職員の旅費において、日当の請求誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（納税課）
- ・ 職員の旅費において、支出伝票の作成誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（総務人事課）

(2) 契約関係

- ・ 業務委託契約書第3条により一括再委託等の禁止を定めているが、受注者の責任において再委託をする旨の文書が受注者より提出されているものが認められた。（駅前出張所）
- ・ 契約締結前に、デザインの校正を受注者と行っているものが認められた。（交通防犯課）
- ・ 契約締結前に、受注者に仮予約を行っているものが認められた。（教育総務課）
- ・ 見積書徴取業者の選定、仕様書の内容、契約締結後の進行管理が不十分であったため、最終的に受注者から作業不能届が提出され契約解除となったものが認められた。（図書館）

(3) 臨時職員等関係

① 臨時職員の賃金について

- ・ 賃金の支出において、出勤簿の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（リサイクルプラザ）
- ・ 賃金の支出において、年次有給休暇の付与漏れにより、支給額を誤ってい

るものが認められた。(道路治水課)

- 賃金の支出において、時間外勤務における割増賃金の計算漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。(公民館)

② 非常勤特別職の費用弁償について

- 出勤簿の記入誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(総務人事課)